

旧箱根観光物産館の暫定利用に係る貸付公募

実施要領

(本公募に参加するためには事前の申込が必要です)

令和5年3月

箱根町

企画観光部企画課・総務部財務課

－ 目 次 －

1	はじめに	1
2	貸付公募の概要（募集から契約までのスケジュール）	2
3	貸付にあたっての条件	5
4	応募者の資格	7
5	参加申込と参加資格の確認	8
6	質問・回答	8
7	現地見学	9
8	見積書の提出	9
9	借受人の決定	9
10	契約手続及び貸付料支払	10
11	貸付開始	10
12	その他（応募者がいない場合）	10
	（資料）建物賃貸借契約書（見本）	11
	土地賃貸借契約書（見本）	12
	普通財産貸付申請書	13
	貸付公募参加資格確認通知書	15
	質問書	16
	見積書	17
	委任状	18
	見積合せ辞退届	19
	対象地の概要	20
	参考図面	21
	募集要領に関する問い合わせ、配布及び応募受付先	23

1 はじめに

湯本地区の公共施設のうち箱根観光物産館及び消防湯本分署は、共に建設後 50 年以上が経過し老朽化が著しいため、令和元年度に官民連携により事業化する方向で検討するという方針を決定しました。(箱根観光物産館は令和元年度末で廃止、消防湯本分署第 1 分団詰所は令和 2 年度に移転)

令和 2 年度に事業化に向けた調査・検討を行い、令和 3 年 2 月にその結果をもとに民間事業者にサウンディング調査を行ったところ、いずれの事業者からも新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、感染症の収束時期やアフターコロナの社会経済、特に観光に与える影響が見通せない状況では、長期間にわたる民間投資を今、判断するのは難しいという意見があり、実施時期を見直すこととしました。

令和 4 年度に入り、新型コロナウイルス感染症と社会経済活動の両立に向けた動きが進んでいるため、令和 5 年度から検討を再開することを決定し、令和 6 年度末までに「既存建物の解体」及び「官民連携の事業化に向けた取組み」を進めていくことを予定しています。

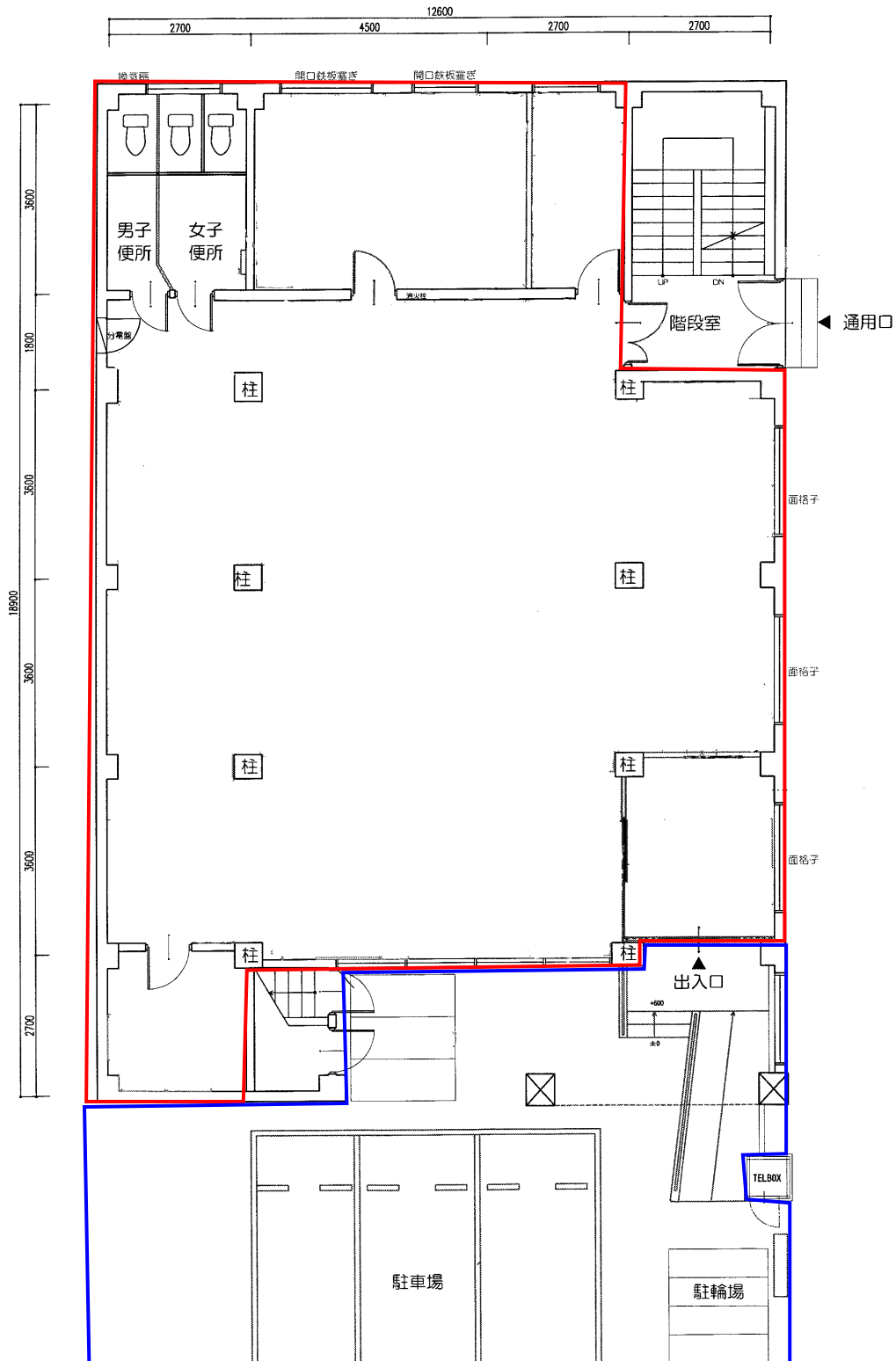
それまでの間、官民連携での事業化に向けた検討の参考とするため。また、町有財産の有効活用及び財源確保の一環として、旧箱根観光物産館の建物及び敷地の暫定利用に係る貸付公募を行うものです。

年 度	これまでの経過
元年度	・旧物産館と旧湯本分署の今後の活用策について、物産館建物をさがみ信用金庫湯本支店の仮店舗として貸付している間に、官民連携により事業化する方向で検討するという方針を決定した。
2 年度	・事業化に向け、国補助金を活用し調査検討を行ったうえで、令和 3 年 2 月に民間事業者にサウンディング調査を行ったところ、いずれの事業者からも新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、感染症の収束時期やアフターコロナの社会経済、特に観光に与える影響が見通せない状況では、長期間にわたる民間投資を今、判断するのは難しいという意見や民間事業者の投資環境に与える影響が非常に大きく、本事業の鍵となる官民連携での事業実施が困難な状況であるとの回答であった。 ・このため、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、実施時期を慎重に検討することとした。
3, 4 年度	・さがみ信用金庫湯本支店の建設工事による貸付期間を、令和 4 年 3 月から令和 4 年 12 月まで延長することとなった。この間、今後の活用策検討は、新型コロナウイルス感染症の長期化により、中断することとした。
5, 6 年度 (予定)	・既存建物は、令和 5 年度に建物解体に向けた設計委託、令和 6 年度末までに解体する。 ・解体後の利活用については、令和 5 年度に新型コロナウイルス感染症など、令和 3 年度以降の環境変化を踏まえた実施方針案等を決定し、令和 6 年度に事業化に向けた手続きを行う。

2 貸付公募の概要（募集から契約までのスケジュール）

(1) 貸付対象範囲

区 分		面 積	備 考
旧箱根観光物産館	建物（1階）	198.63 m ²	赤枠部分
	土地（前面駐車場）	71.65 m ²	青枠部分



※この図面は、貸付範囲を示したものです。貸付範囲や建物状況の詳細を確認したい場合は、現地見学を申し込んでください。

(2) 貸付対象物件の概要等

[建物]

施設名称	構造	建築年度 (経過年数)	階数	耐震 工事	延床面積	敷地面積
旧消防湯本分署・ 消防団第1分団詰所	鉄骨造	S38 (57年)	2階	H11 補強工事	300.48 m ²	585.29 m ² (町有地)
旧箱根観光物産館	鉄筋 コンクリート造	S27 (68年)	地上3階 地下1階	H9 補強工事	718.99 m ²	

[土地]

項目		内容
都市計画 制限等	区域区分	なし
	用途地域等	商業地域・防火地域
	建ぺい率	80%
	容積率	400%
	高さ(斜線)規制	道路 勾配 1.5・隣地 31m+勾配 2.5
自然公園法		普通地域 高さ 20m以下

[現況写真]



(3) 公募スケジュール等

受 付	令和5年3月1日（水）午前9時～4月7日（金）午後5時 次の書類を添えて企画課まで持参してください (提出書類) 「①普通財産貸付申請書」 「②参加資格が確認できる書類」 「③事業計画書及び土地利用計画書」 「④その他必要な書類（使用目的・事業内容が分かるもの）」 ※応募申込がない場合は4月10日（月）から再公募（先着順）を行います
現地見学	受付期間中にメール等により申込し、調整のうえ実施日時を決定します。



質 問	受付：令和5年3月17日（金）午後5時までに質問書をメールで提出 回答：令和5年3月24日（金）午後5時までに町HPで回答
-----	--



応募者の 資格審査	提出書類をもとに「3貸付にあたっての条件」及び「4応募者の資格」について審査します
--------------	---



参加資格確認 結果の通知	令和5年4月14日（金）まで ※資格審査の結果について通知します
-----------------	-------------------------------------



見積書の提出	提出期限：令和5年4月21日（金）正午 提出場所：箱根町役場 財務課 管財契約係
--------	---



借受人の決定	令和5年4月21日（金）
--------	--------------



契約手続	令和5年4月28日（金）頃 ※契約書を財務課へ提出してください
------	------------------------------------



貸付料支払 (初回分)	契約締結後～令和5年5月12日（金）まで ※町が発行する「納入通知書」により初回貸付料を納付してください
----------------	---



貸付開始	令和5年5月1日（月）～【予定】
------	------------------

※借受人の決定方法は、公募型見積合せ方式による随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）とします。

3 貸付にあたっての条件

(1) 想定している使用目的

今後の官民連携での事業化に向けた参考とするため、**観光客(インバウンド含む)及び住民向けの店舗や事務所としての使用を想定しています。**ただし、宿泊施設(民泊含む)及び駐車場のみの使用は、不可とします。

なお、対象施設での事業実施に係る収益や費用等の運営情報について、毎月、提供して頂くことを条件とします。

(2) 貸付範囲

今回貸付公募の対象は、『旧箱根観光物産館 1階と前面駐車場部分』です。

※旧箱根観光物産館の2,3階は、建物用途の制限上、『事務所』のみしか使用できませんので、今回の貸付公募から除外しています。事務所として、貸付を希望する場合は、今回の公募とは別に、町企画課まで相談してください。

※隣接する旧消防湯本分署・第1分団詰所の建物は、老朽化が著しいため、貸付対象から除外していますが、旧箱根観光物産館建物の貸付とあわせて、車庫として貸付を希望する場合は、相談してください。

(貸付公募の対象範囲)

区 分		面 積	備 考
旧箱根観光物産館	建物(1階)	198.63 m ²	[注]
	土地(前面駐車場)	71.65 m ²	

[注] 旧箱根観光物産館の1階面積には、階段等の共用部分は含みません。

(3) 貸付期間

契約締結の日から令和6年11月30日

※契約締結日は、令和5年5月1日を予定(19か月間)

(4) 貸付料

ア 貸付料の決定方法

本町の普通財産貸付料算定基準により算出した月額貸付料を予定価格(最低貸付料)として見積合せを実施し、月額貸付料が最も高いものを借受人とします。

【予定価格〔最低貸付料〕】

区 分		面 積	最低貸付料(月額)
旧箱根観光物産館	建物(1階)	198.63 m ²	175,456円
	土地(前面駐車場)	71.65 m ²	94,796円

イ 貸付料の計算方法

貸付期間が1か月に満たないとき、又は貸付期間に1月未満の日数があるときの貸付料は、15日以下は半額、15日を超えるときは全額として計算します。

ウ 本町が発行する納入通知書により、毎月、本町が定める期日までに納付してください。ただし、初回の納付日は、契約締結後2週間以内とします。

(5) 建物

ア 現状有姿で貸し付けます。貸付部分の設備・電気等一切の使用契約・維持管理・点検等は借受人の負担で行ってください。

(参考) 現在の委託業務

項 目	内 容
消防設備保守点検 及び防火対象物点検	消防設備点検年2回、防火対象物点検年1回
浄化槽清掃	年1回

イ 既存建物等の改修

旧箱根観光物産館の建物用途は、事務所です。改修する場合は、借受人の費用負担と責任において、町と協議した上で、建築基準法、消防法等関係法令を遵守し、改修を行ってください。なお、建築基準法第87条の用途変更を伴うものは、貸付対象外とします。

外観を変更する場合、自然公園法や町景観条例に適合することを確認し、届出が必要な場合があります。

耐震性を確保しているため、耐震性を低下させる改修はできません。壁等の撤去は可能ですが専門家等に耐震性を確認した上で改修を行ってください。

建築物、建築設備等の一切の維持管理を借受人の負担で行い、町は、民法第606条第1項に規定する修繕義務を負わないものとします。

ウ 近隣への配慮

敷地の早川側に近隣住民が利用しているごみステーションがあります。また、運営時間や駐車場の利用や騒音に気を配るなど、近隣に配慮してください。

(6) 土地

現状有姿で貸し付けます。駐車場としての利用を想定していますが、その他の用途で利活用を図る場合も関係法令等を遵守したうえで、適切に管理を行ってください。

(7) 備品等の撤去

貸付時点における物品等および土地上の工作物等については、町と協議の上、撤去、処分することを可能とします。撤去、処分に当たっては、借受人の責任と費用負担により行ってください。

(8) 転貸の禁止

契約期間中、土地・建物は、使用目的に基づく利用に供してください。第三者への転貸は、事前に町が承認した場合に限り可能とします。ただし、建築物等の全体を一括した転貸は禁止します。

また、賃借権の譲渡、借り受けた土地に対して地上権、担保権その他の使用または収益を目的とする権利の設定は禁止します。

(9) 契約不適合責任

建物および土地の状況は「2 貸付公募の概要（2, 3 ページ）」で示すとおりです。

今回は、既存建物の解体までの期間、暫定的に貸付するものであるため、引き渡し後に発見された契約不適合については、事業者の負担により対応することとし、町では一切の責任を負いません。なお、この場合においても、貸付料の変更は行いません。

(10) 土地・建物の返還

貸付期間中に借受人が新たに設置した工作物・物品等については、撤去した上で返還してください。

4 応募者の資格

応募者（応募グループの構成員を含む。）は、次に掲げる参加資格をすべて満たすものとします。

(1) 事業を町内で営んでいる中小企業者又は小規模事業者(個人事業主を含む。)のうち、店舗又は事業所を有する者で、今後も当該事業を町内で継続する意思のある者。

(2) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者。

(3) 箱根町指名停止等取扱基準による指名停止を受けていないこと。

※申請者は、箱根町競争入札参加者名簿への登録の有無を問いません。

(4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。

(6) 箱根町暴力団排除条例（平成 23 年箱根町条例第 12 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当する者でないこと。

(7) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 2 条第 2 号から第 5

号に該当する者、また、第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者でないこと。

(8) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

5 参加申込と参加資格の確認

(1) 提出書類

応募者は、次の書類を添え、町企画課へ直接持参して提出してください。

提出書類	備考
ア 普通財産貸付申請書※	申請書及び別紙
イ 参加資格が確認できる書類	町内で店舗又は事業所を有する者を条件としていますので、営業許可書、店舗等の写真、建物賃貸借契約書等町内に対象店舗等が存することを証する書類は必ず提出してください
ウ 事業計画書及び建物・土地利用計画書	任意様式 (事業計画書は、改修工事～事業実施～原状回復が分かるものを提出してください)
エ その他必要な資料	任意様式 (使用目的・事業内容が分かるようなもの)

※箱根町財産規則（平成 3 年箱根町規則第 12 号）第 4 号様式

(2) 受付期間と提出先

受付期間	令和 5 年 3 月 1 日(水)午前 9 時～ 4 月 7 日(金)午後 5 時 (開庁日を除く)
提出場所	箱根町役場 企画課 特定政策係

(3) 参加資格の確認

提出書類により、「参加資格」、「使用目的」及び「使用条件」に合致しているか確認し、令和 5 年 4 月 14 日（金）までに応募者宛てに、貸付公募参加資格確認通知書を送付します。

なお、通知後であっても、不正等が判明した場合は、参加資格を取り消すことがあります。また、結果通知後に見積合せを辞退する場合は、見積合せ辞退届を提出してください。

6 質問・回答

本実施要領や貸付物件に関して質問がある場合は、次のとおり、電子メール又は FAX で送付してください。

(1) 質問の受付期限

令和5年3月17日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

件名を「旧箱根観光物産館の貸付公募に関する質問」とし、「①事業者名、②担当部署・担当者氏名、③電話番号、④メールアドレス（又はFAX番号）」を記載して、質問を電子メール又はFAXで送信してください。

送信先：箱根町役場 企画課 特定政策係

メール：tokuteiseisaku@town.hakone.kanagawa.jp

FAX：0460-85-7577

(3) 質問に対する回答

令和5年3月24日（金）午後5時までに町HPで質問および回答を公表します。質問を提出した事業者名は公表しません。また、意見表明と解されるものには回答しないことがあります。

7 現地見学

現地見学は、受付期間内の閉庁日を除き、随時受け付けます。電話又はメールで申し込んでください。調整のうえ実施日時を決定します。事前申込がない場合は現地見学をすることはできません。見学ができるのは、「4応募者の資格」を満たす者とします。

申込先：箱根町役場 企画課 特定政策係

メール：tokuteiseisaku@town.hakone.kanagawa.jp

電話：0460-85-9563

8 見積書の提出

次の日時までに、見積書を提出（郵送可）してください。

提出期限：令和5年4月14日（金）正午まで

提出場所：〒250-0398 箱根町湯本 256 番地

箱根町役場 財務課 管財契約係

9 借受人の決定

最低貸付単価以上の価格をもって有効な見積書の提出を行った者のうち、最高の価格をもって見積書の提出を行った者を借受人とします。なお、最高の価格で複数の者が並んだ場合は、くじ又は抽選の方法により借受人を決定します。

10 契約手続及び貸付料支払

契約事務は町財務課で行います。借受人は、土地・建物賃貸借契約書を締結し、本町の指定した日（令和5年5月12日を予定）までに初回貸付料を納付してください。

契約の締結及び履行にかかる一切の費用は借受人の負担とします。

11 貸付開始

(1) 物件の引渡し

貸付物件は、現況のまま、貸付期間の初日に借受人に引き渡すものとします。

(2) 物件の維持保全

借受人は物件の返還までの間、善良な管理者としての注意をもって、物件の維持保全につとめるものとし、これにかかる経費は借受人の負担とします。

(3) 物件の返還

ア 借受人は貸付期間が満了するまでに物件を、原則、原状回復するものとする。

イ 借受人は物件の返還にあたり、町職員による確認を受けるものとする。

12 その他（4月7日までに応募者がいない場合）

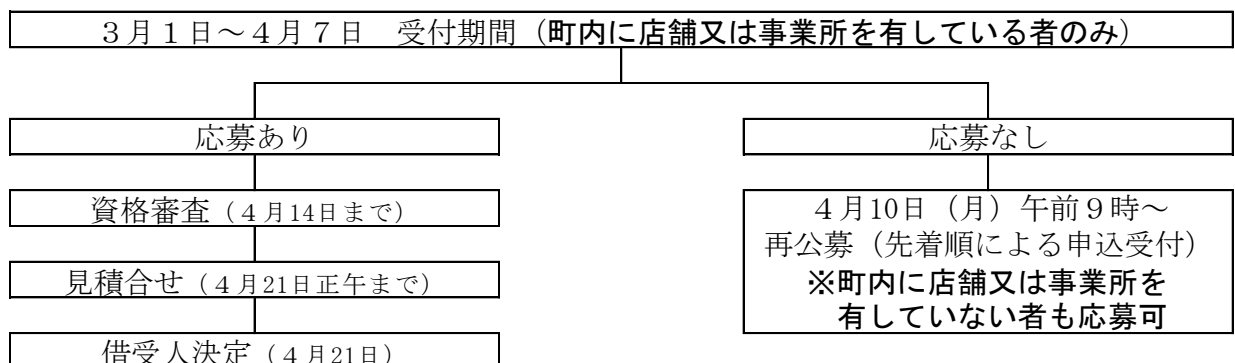
令和5年4月10日（月）午前9時から、先着順による申込みを受け付けます。

※町内に店舗又は事業所を有しない方も申込できることとします。

※先着順の場合の受付は、1日単位（午後5時まで）で締め切ります。

※参加資格の確認後、町が指定した期日までに見積書を提出してもらい、最低貸付価格以上の金額の提示があった場合は、借受人として決定します。なお、同日に応募者が複数あるときは、最高の貸付料を提示した者と契約を締結します。また、同額の場合は、くじにより借受人を決定することとします。

[応募の流れ]



(資料) 建 物 賃 貸 借 契 約 書 (見本)

箱根町長 (以下「甲」という。)と〇〇〇〇 (以下「乙」という。)とは、町有建物を賃貸借することについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、その所有する次の建物を乙に貸与し、乙はこれを甲から借用する。

所在地 箱根町〇〇〇〇

構造等 〇〇〇〇

貸付面積 〇〇〇〇

第2条 乙は、前条に記載の建物を〇〇〇〇に使用し、それ以外の用途に使用しない。

第3条 貸借の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

第4条 建物の賃貸借料は、〇〇〇〇円也とし、別途交付する納入通知書に記載する納付期限までに乙より甲に支払うものとする。

2 甲の理由によって、契約の解約、または貸付の取り消しを受け月間の中途において乙が立ち退く場合を除いて、既に納入された賃貸借料は返還しないものとする。

第5条 乙は、甲の承認を得た場合を除いて、建物の現状を変更したり、新たに施設を設置してはならない。

第6条 乙は、この契約に基づく権利を他人に譲渡し、または、転貸してはならない。

第7条 乙は、その責に帰すべき理由により甲に損害を及ぼしたときは、甲の指示する損害額を賠償しなければならない。

第8条 乙が、この契約に違反し、または不信行為があったと甲が認めたときは、契約期間中であっても解約する。

2 前項の場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わない。

第9条 契約期間中であっても、甲に公益上の必要が生じたときは、契約を解除し、または契約の一部を変更することができるものとする。

2 前項の場合、乙が損害を被ることがあっても、甲は何等賠償の責に任じないものとする。

第10条 乙が、建物を返還するときは、これを原状に復さなければならない。ただし、甲が特に認めた場合及び前条第1項により契約が解除された場合はこの限りでない。

第11条 この契約について疑義があるとき、または、この契約に定めない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印して各自がその1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 足柄下郡箱根町湯本256番地
箱根町長

乙 (住所)

(氏名)

土地賃貸借契約書(見本)

箱根町長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、町有土地を賃貸借することについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、その所有する次の土地を乙に貸与し、乙はこれを甲から借用する。

所在地 箱根町〇〇〇〇

地目 〇〇〇〇

貸付面積 〇〇〇〇

第2条 乙は、前条に記載の土地を〇〇〇〇に使用し、それ以外の用途に使用しない。

第3条 貸借の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

第4条 土地の賃貸借料は、〇〇〇〇円也とし、別途交付する納入通知書に記載する納付期限までに乙より甲に支払うものとする。

2 貸付期間が1年に満たない場合は、月割として計算する。この場合において1月未満の日数は1月とする。

3 甲の理由によって、契約の解約、または貸付の取り消しを受け月間の中途において乙が土地を返還した場合を除いて、既に納入された貸付料は返還しないものとする。

第5条 乙は、甲の承認を得た場合を除いて、土地の現状を変更したり、新たに施設を設置してはならない。

第6条 乙は、この契約に基づく権利を他人に譲渡し、または、転貸してはならない。

第7条 乙は、その責に帰すべき理由により甲に損害を及ぼしたときは、甲の指示する損害額を賠償しなければならない。

第8条 乙が、この契約に違反し、または不信行為があったと甲が認めたときは、契約期間中であっても解約する。

2 前項の場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わない。

第9条 契約期間中であっても、甲に公益上の必要が生じたときは、契約を解除し、または契約の一部を変更することができるものとする。

2 前項の場合、乙が損害を被ることがあっても、甲は何等賠償の責に任じないものとする。

第10条 乙が、土地を返還するときは、これを原状に復さなければならない。ただし、甲が特に認めた場合及び第9条により契約が解除された場合はこの限りでない。

第11条 貸借期間満了後、乙が引き続き使用を希望するときは、期間満了の2ヶ月前までに継続貸付申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

第12条 この契約について疑義があるとき、または、この契約に定めない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印して各自がその1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 足柄下郡箱根町湯本256番地
箱根町長

乙 (住所)

(氏名)

第4号様式（第15条関係）

普通財産貸付申請書

令和5年 月 日

箱根町長 勝俣浩行 様

申請者 (住所)

(氏名)

(連絡先)

連帯保証人 (住所)

(氏名)

(連絡先)

次のとおり普通財産の貸付けを願いたいので、関係書類を添えて申請します。

- | | | |
|---------|---|---------|
| 1 申請場所 | 箱根町湯本 698-8 | |
| 2 財産の種類 | <table border="1"><tr><td>土地 ・ 建物</td></tr></table> | 土地 ・ 建物 |
| 土地 ・ 建物 | | |
| 3 使用目的 | 別紙のとおり | |
| 4 使用面積等 | 別紙のとおり | |
| 5 貸付期間 | 別紙のとおり | |

(申請書別紙)

申請場所	箱根町湯本 698-8
財産の種類	土地・建物
使用目的	
使用面積	(公募貸付対象) <input checked="" type="checkbox"/> 旧箱根観光物産館 建物 1階 (198.63 m ²) <input checked="" type="checkbox"/> 土地 (前面駐車場部分) (71.65 m ²)
貸付期間	令和5年 月 日～令和6年11月30日
貸付料	別途、見積合せにより決定
添付書類	<input type="checkbox"/> 参加資格が確認できる書類〔町内に店舗・事業所が存する書類は必須〕 <input type="checkbox"/> 事業計画書及び建物・土地利用計画書 (様式任意) <input type="checkbox"/> その他必要な書類〔使用目的・事業内容が分かるもの〕 (様式任意)
特記事項 (誓約事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付公募実施要領の「3 貸付にあたっての条件」のうち、事業実施に係る収益や費用等の運営情報の提供について協力します。 ・貸付公募実施要領の「4 応募者の資格」を確認し、私は見積合せの参加資格が認められない者ではありません。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、箱根町が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 <p><input type="checkbox"/> 以上の誓約事項について同意し、申請します。 (確認後、チェックを入れてください)</p>

令和5年4月 日

(申請者) 様

箱根町長

貸付公募参加資格確認通知書

令和5年3月1日付けで公募しました町有財産の貸付について、参加資格の確認結果を通知します。

- 1 案件名
旧箱根観光物産館の暫定利用に係る貸付公募
- 2 参加資格の有無
資格を有することを認めます。
- 3 今後のスケジュール等
4月21日(金)正午までに見積書の提出をお願いします。

事務担当は、企画観光部企画課特定政策係

電 話 0460-85-9560

メールアドレス tokuteiseisaku@town.hakone.kanagawa.jp

質 問 書

令和5年 月 日

申請予定者 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）
担当者氏名
電話番号

案 件	旧箱根観光物産館の暫定利用に係る貸付公募
質問事項	質問内容

（提出先）箱根町企画観光部企画課

Eメール：tokuteiseisaku@town, hakone, kanagawa. jp

電 話：0460-85-7577

見 積 書

令和5年 月 日

箱根町長 勝俣 浩行 様

住所（又は所在）
氏名（又は名称）
代表者名

印

貸付公募による町有財産の貸付について、公募実施要領に記載された内容をすべて承知し、次のとおり、見積書を提出します。

金額		千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(内訳)

区 分		面 積	貸付料 (月額)
旧箱根観光物産館	建物 (1階)	198.63 m ²	円
	土地 (前面駐車場)	71.65 m ²	円
計			円

【注意事項】

- 1 内訳の各区分別の見積金額は、月額の貸付料を記載してください。
- 2 見積金額は、建物と土地の合計金額をアラビア数字で記入し、金額の最初に必ず「¥」を記入してください。

委任状

令和5年 月 日

箱根町長 勝俣 浩行 様

住所（又は所在）

氏名（又は名称）

代表者名

印

1 案件名

旧箱根観光物産館の暫定利用に係る貸付公募

私は（住所）

（氏名）

印 を

代理人と定め、上記に関する見積の一切の権限を委任します。

注1 代理人の住所欄には、代理人の現住所を記入すること。

注2 代理人の印欄には、今後の見積等に使用する印を押印すること。

見 積 合 せ 辞 退 届

令和5年 月 日

箱根町長 勝俣 浩行 様

住所（又は所在）

氏名（又は名称）

代表者名

印

令和5年3月1日に公募のあった、旧箱根観光物産館の暫定利用に係る貸付公募について、参加申込し、確認通知を受けましたが、次のとおり、見積合せを辞退します。

辞退理由

対象地の概要①

◇対象地の概要・周辺状況



対象地【旧湯本物産館&旧消防湯本分署・消防団第1分団詰所 585.29㎡】

対象地の概要②

◇立地・敷地概要、土地利用に係る計画の整理

本敷地（箱根町湯本字白石下698-8）の詳細は右図のとおり。

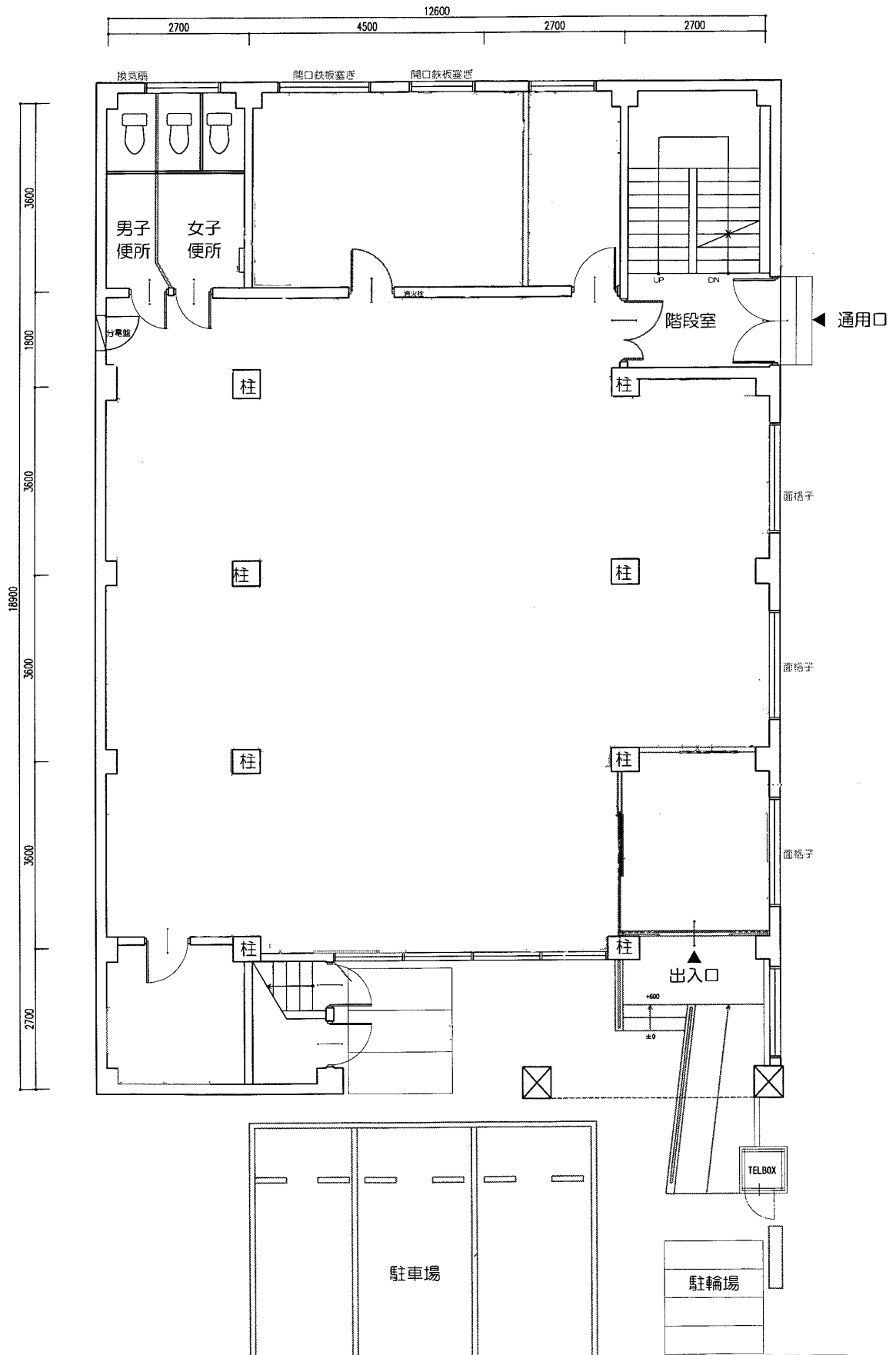
◇箱根町景観計画との関係

- ✓ 箱根町は全域非線引き区域かつ都市計画区域
- ✓ 本敷地は普通地域（高さ制限20m以下）に指定
- ✓ 山なみ景観・山林景観に配慮した施設が望ましい（スカイラインと四季景観を保全）
- ✓ 神奈川県屋外広告物条例の規制（表示面積47㎡、ネオン・点滅照明禁止 等）



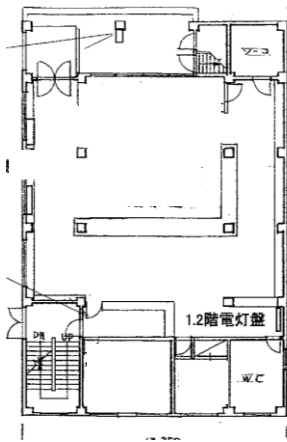
参考図面

○旧箱根観光物産館（平面図）

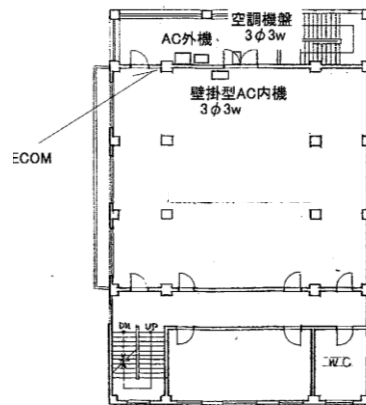


○旧箱根観光物産館

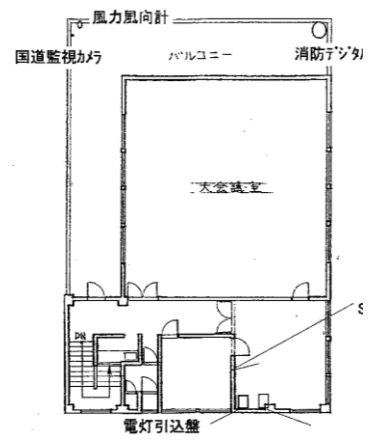
1階 (198.63 m²)



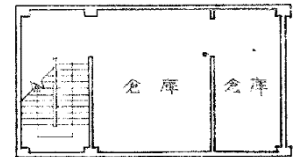
2階 (189.54 m²)



3階 (39.20 m²)

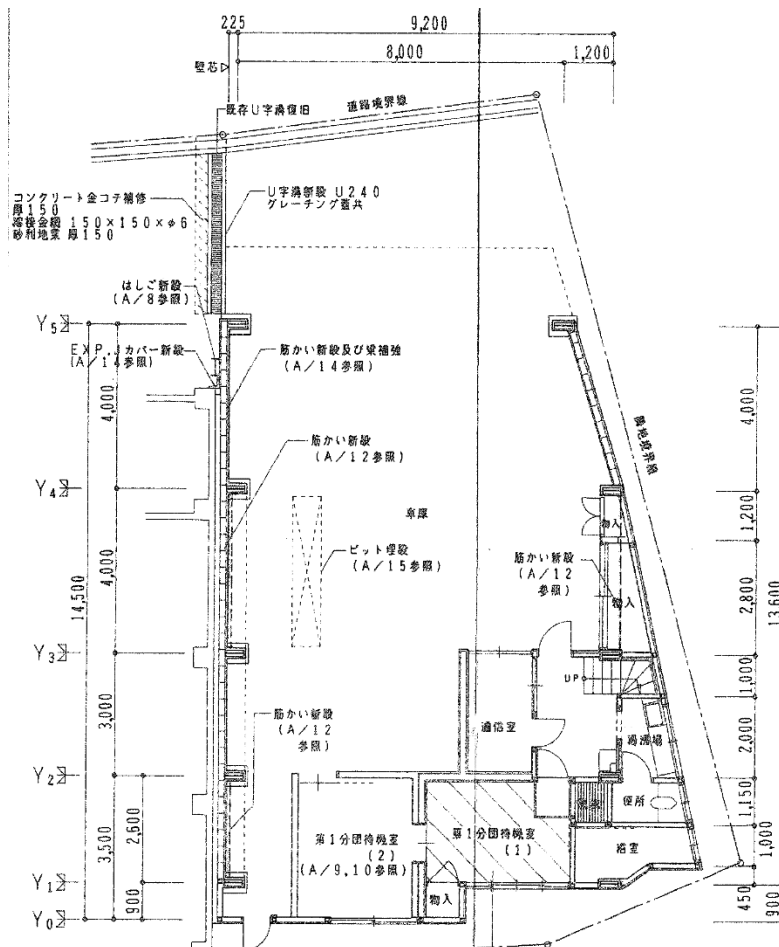


地下 (40.79 m²)



○旧消防湯本分署・消防団第1分団詰所 (平面図)

土地貸付部分 (車庫部分 111.04 m²)



※この図面は、貸付箇所をイメージするためのものですので、現況と異なっている箇所があります。

貸付範囲や建物状況の詳細を確認したい場合は、現地見学を申し込んでください。

募集要領に関する問い合わせ、配布及び応募受付先

今回の貸付公募に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

所 在	〒250-0398 箱根町湯本 256 番地
担当部署	箱根町役場企画観光部企画課特定政策係 辻満 (ツジマ) 総務部財務課管財契約係 石黒 (イシグロ)
電話番号	企画課 0460-85-9560 財務課 0460-85-9563
Eメール	企画課 tokuteiseisaku@town.hakone.kanagawa.jp 財務課 zaimu@town.hakone.kanagawa.jp
受付時間	閉庁日（土曜日、日曜日、祝祭日）を除く 午前9時から午後5時まで
備 考	募集要領は、町ホームページに掲載しています。 https://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/11,0,61,356,html